

# 平成27年国勢調査実施計画

— 正確・円滑な調査と精度の高い統計をめざして —

(案)

平成27年●月●日

総務省

## 平成27年国勢調査実施計画 目次

### I 国勢調査の趣旨及び実施に向けた基本的な考え方

第1 国勢調査の趣旨	●
第2 国勢調査の基本的役割	●
第3 調査を取り巻く環境の変化	●
第4 調査の実施に向けた基本的な考え方	●

### II 平成27年国勢調査の実施計画

第1 調査の目的	●
第2 法的根拠	●
第3 調査の時期	●
第4 調査の対象	●
第5 調査事項及び調査票	●
第6 調査の方法	●
第7 調査実施の支援体制	●
第8 結果の集計及び公表	●
第9 調査書類の保存	●

別紙● 平成27年国勢調査調査票

別紙● 平成27年国勢調査の集計体系

# I　国勢調査の趣旨及び実施に向けた基本的な考え方

## 第1　国勢調査の趣旨

国勢調査は、統計法（平成21年法律第53号。以下、「法」という。）に定める基幹統計調査として、同法第5条第2項の規定に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査である。

その結果は、国及び地方公共団体の各種行政施策はもとより、企業、団体その他各方面の利用に供されている。

大正9年の第1回調査以来、国の最も基本的で重要な統計調査として5年ごとに実施されており、平成27年に実施する調査はその20回目に当たる。

なお、今回の調査は、法第5条第2項ただし書の規定に基づく簡易な方法により行う調査に当たる。

## 第2　国勢調査の基本的役割

### 1　公正な行政運営の基礎を成す情報基盤

国勢調査による地域別の人口や産業別就業者数などの統計は、客観的なデータに基づく公正な行政を行うために、衆議院小選挙区の画定、地方交付税の算定、過疎地域の要件など、多くの法令にその利用が規定されている。

また、国勢調査から得られる人及び世帯に関する様々な属性別や地域別の統計は、国及び地方公共団体における各種行政施策の策定・推進はもとより、その評価に広く活用されている。

このように、国勢調査は、我が国の行政運営の基礎を成す情報基盤としての役割を担うものである。

### 2　国民や企業の活動を支える情報基盤

国勢調査から得られる様々な統計は、公的部門のみならず、国民が国や地域社会の実態を知るためや、企業や各種団体等が需要予測、店舗の立地計画などの経営管理を行うためなどに幅広く活用されている。

また、大学や研究所等の学術・研究機関においては、人口学・経済学・社会学など社会経済の実態や動向に関する実証的な研究に広く利用され、それに基づいて将来見通しの策定や政策提言などが行われている。

このように、国勢調査は、国民、企業、団体等が我が国の現状を正しく理解し、将来の姿を見通していくために必要とされる最も基本的な統計情報を提供するものであり、社会経済の発展を支える情報基盤としても役割を担うものである。

### 3　公的統計の作成・推計のための情報基盤

国勢調査から得られる統計は、それ自体が利用価値の高いものであるだけでなく、同時に他の様々な統計を作成する上で欠くことのできない基礎データとして活用さ

れている。例えば、全国及び地域別の最新の人口や将来人口を推計する上では、国勢調査による人口が基礎データとして用いられている。また、労働力調査、国民生活基礎調査などの人及び世帯に関する標本調査は、信頼性の高い結果が得られるよう、国勢調査の統計データを用いて標本設計が行われている。さらに、国民経済計算（GDP統計）などの加工統計においても、国勢調査による人口を基準人口としてその推計に利用されている。

このように、国勢調査から得られる統計は、公的統計の作成・推計のための情報基盤としての役割を担うものである。

### 第3 調査を取り巻く環境の変化

#### 1 調査の実施に関する社会的な環境

国勢調査は、極めて規模の大きな統計調査であり、前回の平成22年調査では、個人情報保護意識の高まり、オートロックマンションやワンルームマンションの増加などにより、調査困難な状況が従来に比べて多数発生した。

これらの状況については、行政記録情報も活用しながら、記入状況の改善に努めたところではあるが、集計結果としては全体的に不詳の割合が高くなっている、平成27年調査においては、不詳の割合を改善することが求められている。

#### 2 ICT化の進展を踏まえたインターネットを利用した調査の推進

正確かつ効率的な統計の作成や、報告者の負担軽減・利便性の向上を図るために、ICTの急速な発展に伴う高度情報化社会の到来を踏まえ、統計調査の調査方法にオンライン調査を導入するとともに、導入後のオンライン回答の促進などに取り組むことが求められている。

#### 3 ICT化の進展に伴う公表の早期化と統計ニーズの増大

情報通信技術（ICT）の進展を踏まえ、インターネットによる結果表の提供を進めしており、これにより結果表の利活用も公表後、即座に可能となったことから、統計利用者から公表時期のより一層の早期化が強く要請されている。

また、人口構造や就業構造など基本的な統計結果については、地域の比較分析の利用ニーズが高く、市区町村別一覧表等の統計表の充実が求められている。

#### 4 東日本大震災が与えた社会経済への影響

平成23年（2011年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とともに伴う津波、原子力発電所事故（以下「東日本大震災」という。）は、東北地方を中心に甚大な被害を及ぼした。

平成27年調査は、東日本大震災後初めての人及び世帯に関する全数調査であることから、東日本大震災の影響を把握することが求められている。また、大規模災害等の発生時における、被害状況の把握・影響の推計や、その後の復興計画の策定や復興状況を評価する際のデータとしての利用が期待される。

## 第4 平成27年国勢調査の実施に向けた基本的な考え方

平成27年国勢調査については、社会経済の変化に対応した的確な統計を提供するため、調査の実施に関する上記（第3）の社会的な環境を踏まえつつ、次の基本方針に立って企画する。

### 1 結果精度の向上を図りつつ、世帯が記入・提出しやすい調査方法の導入

国勢調査により作成される統計は、高い精度を確保することが不可欠である。そのためには、世帯が漏れなく正確に調査票に記入し、それを確実に提出ができるような仕組みが必要である。

平成22年調査において東京都で試行的に導入した「オンライン回答方式」については、世帯の回答の選択肢を増やすことにより利便性を高めると共に、オンライン調査システムに実装される入力内容のチェック機能により記入状況の改善を図るため、全国において本格的に導入する。オンライン回答方式の導入に当たっては、オンライン回答率の高い諸外国の調査方法や、これまで3度にわたり実施した試験調査の実施状況を踏まえ、『オンライン先行方式』（オンライン回答の提出期間を紙の調査票による回答よりも前の段階に設定する方式）によって調査を実施する。

また、従来の紙の調査票による回答については、「調査員による回収」及び「郵送回収」により行う。高齢者世帯の増加に伴い、記入の支援が必要な世帯が増えていること、調査票の記入不備が増えていることを鑑み、調査員が世帯から提出された調査票について記入の支援や確認を行うことができるような仕組みを構築する。

なお、昨今のプライバシー意識の高まりに配慮する取組として前述のオンライン調査の推進を図るとともに、紙の調査票においては世帯の希望に応じて封入提出を可能とするほか、郵送による提出も地域の実情に応じて実施する。

### 2 調査の円滑な実施をサポートする仕組みの構築

調査事務の円滑な遂行は、国勢調査の成否に関わる重要なポイントである。特に、平成27年調査においては、『オンライン先行方式』による調査の実施など調査方法の変更が伴うことから、調査に回答する世帯、調査の実施事務を担当する地方公共団体をサポートする仕組みが必要である。

平成22年調査において導入した、世帯からの照会に対応するコールセンターについては、平成27年調査においても設置する。設置にあたっては、コールセンターを中心とし市区町村及び関係機関が連携して迅速かつ確実な対応ができる体制を構築し、世帯が円滑に調査票を記入・提出できるようにする。

郵送提出された調査票については、受付・整理を行うとともに、調査員が漏れなく調査票を回収するために提出状況を把握することが必要である。一方で、短期間に大量に送付されることが予想される郵送調査票の受付・整理は、作業量が膨大となることから、全国共通の拠点において民間リソースを活用して効率的に処理を行う仕組みを構築する。

また、オンライン回答や郵送提出の状況などを把握する機能や、調査に用いる書

類・用品の追加作成に係る機能などを整備する。

さらに、国勢調査関係業務の連絡を機動的に行い、国勢調査に係る事務処理を適切にするため、お知らせや関係書類、関連システムへのリンク等について、国・地方公共団体の関係職員がまとめて参照できる機能を有した業務ポータルを設置する。

### 3 利用者のニーズに即した使いやすく精度の高い統計の迅速な提供

精度の高い統計を得るためにには、調査票の記入漏れなどが生じた場合も想定し、その対応方法を事前に検討する。また、利用者のニーズに対応した結果表を充実させるとともに、調査結果の利活用が容易となるような統計表の作成や提供方法等の環境を整備する。

### 4 東日本大震災の被災地における適切かつ確実な調査方法の検討等

東日本大震災の被災地の中には、原子力発電所事故の避難地域のように立入りが制限されるなど、他の地域と同様の調査員の確保や調査員の活動が困難である地域がある。このような地域については、被災地域の現状を踏まえた適切かつ確実な調査方法を検討することとする。

また、東日本大震災が与えた影響を把握するため、従来、本調査のみで把握していた居住の移動状況に係る調査事項について、平成27年調査に盛り込むこととする。

## II 平成27年国勢調査の実施計画

### 第1 調査の目的

国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

### 第2 法的根拠

国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、同法に定める「基幹統計調査」（国勢統計を作成するための調査）として実施する。

また、国勢調査の実施に関する具体的な事項は、統計法の下に定める、国勢調査令（昭和55年政令第98号）、国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）及び国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和59年総理府令第24号）に基づく。

なお、オンライン回答方式による調査の実施に関しては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律151号）及び総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）に基づく。

### 第3 調査の時期

#### 1 調査の基準時

調査は、平成27年10月1日前零時現在によって行う。

#### 2 実地調査の期間

調査は上記1に掲げる日時を基準として、下記の日程で行うこととする。

（調査員）

○ 担当調査区の確認 : 9月8日（火）～9月9日（水）

○ オンライン調査回答用IDの配布（世帯） : 9月10日（木）～9月12日（土）

○ オンライン回答期間（調査員） : 9月10日（木）～9月20日（日）

○ 調査票（紙）の配布 : 9月26日（土）～9月30日（水）

○ 調査票（紙）の回収 : 10月1日（木）～10月7日（水）

○ 調査票の提出状況の確認 : 10月8日（木）～10月10日（土）

○ 調査票未提出世帯からの回収 : 10月18日（日）～10月20日（火）

## 第4 調査の対象

### 1 調査の地域

調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第1条に規定する次の島を除く地域において行う。

- (1) 歯舞諸島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

### 2 調査の範囲

#### (1) 調査の対象

調査の対象は、調査時において、我が国にある期間が引き続き3月以上にわたることとなる者とする。

ただし、次の者は調査の対象としない。

- ア 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- イ 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

#### (2) 調査の場所（人口の帰属）

常住する場所で調査することとしている。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所で調査する。

- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校、同法第83条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設

イ 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無に関わらず自宅

ウ 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶

なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査する。

- エ 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所

オ 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

## 第5 調査事項及び調査票

### 1 調査事項

調査は、次の17事項について調査する。

#### (1) 世帯員に関する事項（13項目）

- ア 氏名
- イ 男女の別
- ウ 出生の年月
- エ 世帯主との続柄
- オ 配偶の関係
- カ 国籍
- キ 現在の住居における居住期間

- ク 5年前の住居の所在地
- ケ 就業状態
- コ 所属の事業所の名称及び事業の内容（産業）
- サ 仕事の種類（職業）
- シ 従業上の地位
- ス 従業地又は通学地

#### (2) 世帯に関する事項（4項目）

- ア 世帯の種類
- イ 世帯員の数

- ウ 住居の種類
- エ 住宅の建て方

### 2 調査票

基本となる調査票はA4判変形・両面記入様式の光学文字認識（O C R）帳票で、1枚に4名まで記入できる設計とする（調査票様式は別紙●を参照）。

また、オンライン調査のための電子調査票はH T M L形式で整備し、世帯人員9名まで的一般世帯がパソコン、スマートフォン及びタブレット端末から回答できる設計とする。

なお、基本となるO C R調査票や電子調査票を補完するため、高齢者や外国人などができるだけ記入しやすくするための補助用調査票として『拡大文字調査票』、『点字調査票』、『外国語調査票』（27言語）及びExcel調査票を用意する。

## 第6 調査の方法

### 1 調査区の設定

調査の実施に先立ち、国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令に基づき、平成26年10月1日現在で平成27年国勢調査調査区を設定する。調査区は、原則として1つの調査区におおむね50世帯が含まれるように構成するものとする。

### 2 調査の流れ

調査は、総務省—都道府県—市町村—国勢調査指導員（以下「指導員」という。）—国勢調査員（以下「調査員」という。）の流れにより行う。

ただし、【マンション等の共同住宅や社会施設等において、】調査票の配布・回収等の調査員事務を特定の事業者に業務委託した方が効率的に調査が実施できる調査区においては、調査員事務を市町村が当該事業者に委託して実施することができるものとする。

### 3 関係者の役割

### (1) 都道府県

都道府県は、市町村事務打合せ会の開催、調査の実施状況の把握、広報及び協力依頼による環境整備、調査書類の審査、『都道府県要計表』の作成等の事務を行う。

### (2) 市町村

市町村は、指導員及び調査員の選考・配置、指導員及び調査員の事務打合せ会の開催、指導員及び調査員への調査実施上の指導、オンライン回答世帯の把握及び調査員への伝達、郵送提出等世帯の把握及び調査員への伝達、調査書類の審査、『市町村要計表』の作成等の事務を行う。

また、調査事務を委託した事業者に係る調査実施上の指導を行う。

### (3) 指導員及び調査員

指導員及び調査員は、市町村長の推薦に基づき、総務大臣が任命する。

指導員は、調査員に対する指導、オンライン回答世帯の伝達、郵送提出等世帯の伝達、調査票等の検査を行い、調査員は、担当調査区内にある世帯についての調査を行う。

### (4) 調査員事務を受託した事業者

調査員事務を受託した事業者は、担当調査区内にある世帯についての調査を行う。

## 4 調査の方法

### (1) 基本的な方法

調査又は調査事務を受託した事業者（以下「調査員等」という。）は、下記の方法により実施する。

ア 調査員等は、担当する調査区内の全世帯を訪問・面接し、世帯ごとにオンライン調査回答用IDを配布する。世帯は、所定の期間においてオンライン調査システムにアクセスし、回答を行う。

この期間終了の数日前に、調査員等はオンライン回答の確認状を配布し、世帯からのオンライン回答を促進する。

イ アの期間終了後、調査員等はオンライン回答が得られていない世帯を指導員又は市町村からの連絡により把握し、同世帯を訪問・面接の上で調査票等を配布する。世帯は、記入済み調査票について、そのまま調査員等に提出する方法、所定の封筒に封入して調査員等に提出する方法又は郵送により提出する方法のいずれかを選択し提出する。

ウ 調査員等は、調査票回収期間に、オンライン回答が得られていない世帯（調査票を配布した世帯）を訪問し、調査票の提出状況を確認するとともに、調査員等への提出を希望する世帯から調査票を回収する。

エ 調査票回収期間の後、全世帯に調査票提出の確認状を配布し、世帯からの調査票の提出を促進する。

オ 調査員等は調査票の提出が確認されていない世帯（調査票未提出世帯）を指導

員又は市町村からの連絡により把握し、訪問・面接の上調査票を回収する。

また、この期間において、世帯と面接ができなかった場合には、調査員等が「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目を、近隣の世帯等から聴取（聞き取り調査）することにより、人口・世帯の把握漏れを防止する。

## (2) 特別な地域における方法

自衛隊地域、矯正施設地域、学生寮・独身寮のある地域、外国人居住者の多い地域や、旅館・ホテルの長期滞在者、夜間又は24時間営業の店舗（インターネットカフェなど）に寝泊まりする住居不定者等については、それぞれの特性に応じた方法によって調査を行う。

## 5 報告の方法

報告は、世帯主（世帯の代表者を含む）又は世帯員が調査票に記入し、調査員等の質問に答え、調査票を調査員等又は総務省に提出することにより行う。

## 第7 調査実施の支援体制

### 1 世帯及び調査員からの照会に対応するコールセンターの設置

調査実施期間中における世帯及び調査員からの調査の内容、調査票の記入方法などに関する照会・相談等に対応するため、コールセンターを設置する。

コールセンターの設置にあたっては、世帯及び調査員からの照会に迅速かつ適切に対応できるよう、オンライン調査の技術的な案件や地域的な案件など照会内容によってはコールセンターでは対応しきれない場合も想定し、関係機関が緊密に連携した仕組みを構築する。

### 2 郵送提出された調査票の受付・整理事務に係る民間事業者の活用

世帯から郵送にて提出された調査票については、市町村の事務を効率化する観点から、民間事業者を活用し、総務省の拠点に集約して受付・整理を行う。

受付・整理にあたっては、郵送提出に用いる専用の封筒にあらかじめ印字された調査区番号及び世帯番号に対応した管理用バーコードにより提出状況を把握・管理する。

## 第8 結果の集計及び公表

### 1 結果の集計

集計は、総務省において別紙●に示す区分により行う。

なお、独立行政法人統計センターの中期目標により総務大臣が指示した集計については、同センターが当該業務を行う。

### 2 結果の公表

#### (1) 公表方法及び公表時期

調査結果の第一報は、平成28年2月に、「人口速報集計」として公表する。その後、別紙●の集計区分に応じ、順次、結果表をインターネットを利用する方法等により公表する。

## (2) 人口・世帯数の官報公示

「人口速報集計」による全国・都道府県・市町村別の人口総数については、平成28年2月に、「人口等基本集計」による全国・都道府県・市町村別の人口総数及び世帯数（確定人口及び世帯数）については平成28年10月末までに、それぞれ官報に公示する。

## 第9 調査書類の保存

調査書類の保存期間と保存責任者は、次のとおりとする。

なお、保存期間を過ぎた調査書類は、他に漏れないように廃棄する。

調査書類名	保存期間	保存責任者
調査票	3年間	総務省統計局長
調査票の内容（氏名を除く。） が転写されている電磁的記録	永年	同上
調査世帯一覧	10年間	正本 総務省統計局長 副本 市町村長
調査区要図	同上	同上
市町村要計表	次回調査 まで	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事、市町村長
都道府県要計表	同上	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事
結果原票又は結果原表が転写 されている電磁的記録	永年	総務省統計局長